

◇鈴木良勝君

○議長（伊藤福章君） 次に、5番、鈴木良勝君の一般質問を許可いたします。5番、鈴木良勝君、登壇願います。

（5番 鈴木良勝君 登壇）

○5番（鈴木良勝君） 私からは、ポジティブリスト制度導入に対する対応についてをお伺いしたいと思います。

ご案内のとおり、ことし5月29日からポジティブリストが導入されました。この制度は、食品衛生法の改正に伴い、すべての農薬に残留農薬基準を設定するというもので、つまり販売の目的で栽培される作物がすべて対象となるわけでございます。

その基準値は、0.01ppmに設定されております。ちなみに、この数字がどれぐらいの量かと申しますと、100トンの重量に対しまして1円玉1個分、つまり1グラムとなるわけですが、1億分の1という量でございます。これ以上の残留農薬が検出されれば、その作物の流通は禁止されるという、非常に厳しい内容のものでございます。

この制度が導入されますと、今町の水稲病害虫防除対策として定着しつつある無人ヘリ防除に与える影響は非常に大きいものがあるわけでございます。なぜかと申しますと、六郷・千畑地区のことはよくわかりませんが、仙南地区の場合は、病害虫防除協議会という組織がございまして、農家から依頼を受けて無人ヘリ連絡協議会という、つまり無人ヘリ防除をする組織でございまして、その組織と防除契約を締結しまして、全域を一斉防除するということに取り組んでおるわけでございます。農家からは、低コスト、それから効率化、定期防除が図られるということで、大きな信頼を得ております。そして、何よりもその成果は、この無人ヘリ組織が5団体、ヘリの数が7機あるわけでございますが、そこで働く若者たちが農業に関心を持ち、夢のある農業経営を目指し、一生懸命に働いている姿があるわけでございます。それまでニートやフリーターと言われておった若者がこの無人ヘリに興味を示し、さらには農業にも関心を持って取り組んでいる姿というものがあるわけでございます。いわゆる無人ヘリ防除が後継者の育成にも大きな役割を果たしておるという事実があるわけでございます。

こうした状況の中で、この制度が発令されましたけれども、そうなりますと、その農作物を栽培している圃場の周辺を散布する場合には、非常な神経が使われるわけでございまして、もし間違っちゃったということになれば、補償問題にも発展しますし、だからと言ってその地域を除外することになれば、その依頼した農家からは大きな不満が出るといった、非常に悪循環になるわけでございます。

こうしたことが要因となりまして、無人ヘリの防除が衰退の道をたどるといったことがあってはならないと私は思いますので、次の2点について町としての考えと、それから町長は仙南地区の防除協議会

の会長でもあられますので、その立場での考えもあわせてお伺いしたいと思います。

まず、1点目は、販売目的で農作物を栽培している周辺の圃場の防除の対応についてと。

それから2点目は、平成19年度から導入されますこの品目横断的農業経営対策の推進とも関連すると思いますので、JA等関係機関、それから、団体と連携し、農地の集約化の推進にぜひとも真剣に取り組んでいただきたい。そうした考えがあるかどうかということをお伺いしたいと思います。

なお、1点目の質問につきましては、私が質問の要旨を出した後に防除協議会が開催されたようでございまして、検討されまして、結果が事務局から私の方に知らされてはおりますが、まだ全般に知れわたってはおりないと思いますので、一応の答弁は求めたいと思います。以上でございます。

○議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

食品衛生法の改正によりまして、すべての農薬に残留基準が設定されるポジティブリスト制度が5月29日から施行され、生産農家や農業団体は、安全安心な農産物の生産のため、農薬の飛散対策に対応を求められていることは、議員ご指摘のとおりです。

現在美郷町管内の水稲防除は、粉剤、それから粒剤、液剤による地上防除と無人ヘリによる液剤散布の組み合わせの防除体系になっておりますが、ポジティブリスト対策は、農薬の飛散防止のために使用農薬の選定や農薬散布方法など、これまでの認識を大きく変えなければならず、水稲の防除体系にとって大きな問題であると認識しているところです。

その上で、1点目の畑作物周辺の水稲防除についてですが、町ではこれまで農業団体等の意向を確認しながら、水稲防除に対するポジティブリスト対策について関係団体、機関と協議を重ねてきております。

その結果、町内の3地区とも農業団体では農家の方々に制度の周知等に向けてチラシを配布するとともに、既に販売した水稲の粉剤については、自主回収することになりました。また、3地区とも無人ヘリ組織があるわけですが、3地区とも無人ヘリ所有団体に対しまして農薬飛散防止に向けたノズル交換をするように指導していくことになっております。

また、町農業振興センターでは、本日ですが、無人ヘリ防除組織、町内に9団体ありますが、その団体及び所属のオペレーター等を対象に、全農秋田県本部及び無人ヘリメーカーの担当者による飛散防止対策の講習会、散布の実技指導を実施し、技術向上策を講じているところです。

そうした上で、無人ヘリ防除の実施についてですが、系統出荷野菜の栽培圃場から30メートルをポジティブラインと設定しまして、圃場単位で無人ヘリ防除の除外地区、区域を設定するとともに、除外区域となった水稲作付圃場については、粒剤による地上防除を推進するように指導していくことにしたと

ころです。

こうした農業団体等と連携を図った一連の取り組みを通じて、農家の方々にはポジティブリスト制度に対する認識を深めていただくとともに、無人ヘリ防除を含む実際の防除推進に混乱を来さぬように留意しながら、対応してまいりたいと存じます。

次に、2点目の農地集約化の推進についてですが、より効率的なポジティブリスト対策のためには、防除体系の見直しや農薬飛散散布回数の削減などのほかに、系統出荷野菜やブランド品目の団地化なども大変重要であると認識しております。

そのため、町では今年度の対策として、産地づくり交付金を活用して3ヘクタール以上の連担団地形成やブロックローテーションを推進して、土地利用型作物や野菜等の団地化を図っていくほか、来年度から始まる品目横断的経営安定対策の推進の中でも経営合理化のみならず、ポジティブリスト対策にもつながるように、県や農業団体等と連携のもと、集落営農や農業法人化を進める中で、販売目的の野菜等の作付の集団化を指導してまいりたいと考えております。

また、来年度以降の具体の対策としましては、引き続き産地づくり交付金を活用した取り組みで、集積化を推進してまいりたいほか、県単事業の「目指せ、元気な担い手農業夢プラン応援事業」を活用した路地栽培野菜への雨よけ施設の導入など、農業団体と協議を重ね、総合的に推進してまいりたいと存じます。

いずれにいたしましても、ポジティブリスト対策は、大変重要な問題でありまして、農家、農業団体、行政が共通認識で取り組むことが肝要と考えますので、それぞれの役割分担を明確にしながら、各般の対応に当たってまいりたいと考えておりますので、よろしくご協力をお願い申し上げます。以上です。

○議長（伊藤福章君） 再質問ですか。（「いや、違います」の声あり）

○5番（鈴木良勝君） 私の期待していたとおりの答弁をいただきまして、まことにありがとうございます。これで終わります。

○議長（伊藤福章君） これで、5番、鈴木良勝君の一般質問を終わります。